

マイナンバー制度の利活用について

2022年3月17日

デジタル庁

デジタル社会の実現に向けた重点計画（抜粋）（令和3年12月閣議決定）

第6 デジタル社会実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

（3）マイナンバー制度の利活用の推進

① マイナンバー制度における情報連携の拡大

マイナンバーの利用や情報連携については、行政側の都合や行政縦割りの従来の発想ではなく、徹底的に国民視点（ユーザー視点）に立って、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきもの。この考えは、従来の、社会保障制度・税制・災害対策の分野から利用範囲を広げることにについて国民の理解を得るためには、特に重要となる。

この方針の下、トータルデザインの目指す姿に則すことを前提に、令和3年（2021年）の調査結果も踏まえ、令和4年（2022年）に、縦割りの行政事務分野の発想ではなく、①マイナンバーを利用することにより、国民自らが自己の情報や自己の権利を証明することにより、正確かつ公正で便利な社会経済活動を行うことができるようにする観点や、②本人の状況にあった行政サービスを楽しむことができるようにする観点等、国民視点に立って、マイナンバーの利用や情報連携の範囲の在り方を考える必要がある。

よって、デジタル庁を中心に、これらに関係する行政手続等の横ぐしでの精査を行い、上記の各制度を所管する関係省庁においてマイナンバーの利用や情報連携を前提とした個々の制度等の業務の見直しを行い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）の規定の在り方とあわせて、マイナンバーの利活用の推進に向けた制度面の見直しを実施する。

そのうえで、国民の理解が得られたものについて、令和5年（2023年）にマイナンバー法を含む必要な法案提出など法令の整備を実施し、令和6年（2024年）以降にシステム等の整備を行い、令和7年度（2025年度）までに新たな制度の施行を目指す。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（抜粋）（令和3年12月閣議決定）

工程表

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
(3) マイナンバー制度の利活用の推進					
マイナンバー制度における情報連携の拡大	行政手続等の精査及び関係省庁における制度等の見直し検討	法案提出など法令の整備	システム等の整備、新たな制度の施行		

マイナンバー制度に関する様々な提案など

① 本年度国家戦略特区制度における自治体からのマイナンバー利用等の提案項目

市町村名	主な提案内容
仙台市	<ul style="list-style-type: none">副業・兼業を行う労働者のための労働時間やキャリア（資格・研修修了履歴）の管理におけるマイナンバーの利用
会津若松市	<ul style="list-style-type: none">本人のオプトインに基づく幅広い事務（例えば健康医療関連など）におけるマイナンバーの利用
つくば市	<ul style="list-style-type: none">健康増進サービスの提供・研究のため、自治体・医療機関等の健康関連データにおけるマイナンバーの利用
小田原市	<ul style="list-style-type: none">災害時の避難誘導、在宅療養者の見守り、省エネ推進等のため、電気、ガス、水道の使用量データにおけるマイナンバーの利用
加賀市	<ul style="list-style-type: none">こどものいじめ・虐待・貧困の早期発見のための情報連携におけるマイナンバーの利用交通弱者等に対する移動支援のための免許返納情報等におけるマイナンバーの利用
吉備中央町	<ul style="list-style-type: none">こどもの見守りや発育支援サービス提供のため、母子保健情報、健診結果等の情報を連携するためのマイナンバーの利用
山口市	<ul style="list-style-type: none">平時における見守りや災害時の避難行動支援などのため、医療や介護などの情報におけるマイナンバーの利用

② その他の提案や、従来より政府において取り組んでいる項目

デジタル庁・各制度所管省庁	国家資格等のデジタル化 ※社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会（厚労省）等において検討のうえ、昨年のデジタル改革関連法において、税・社会保障に関する32資格のマイナンバー利用を措置。
デジタル庁・各制度所管省庁	行政手続等のワンストップサービス（引越し、死亡・相続等）に関する取組

自治体からの提案内容（会津若松市資料）



地域全体でのワンスオンリー/ワンストップの実現 制度・規制改革の提案

本人のオプトインに基づくマイナンバーの提供・利用を、官民間問わず可能とすることで、マイナンバー制度が将来的に目指すところである幅広い行政分野での利活用をスーパーシティで先取りする。規制改革実施におけるリスクを十分に検討した上で、特定個人情報取扱い方針を策定するなどのリスク低減を図る。

規制内容

- 番号法第9条：番号の利用範囲を社会保障、税、防災に関する事務に限定
- 番号法第15条：個人番号の提供を求めることができる条件を規定
- 番号法第19条及び第20条：各号に該当する場合を除き、特定個人情報の提供及び収集を制限する旨を規定

規制改革

- 第19条：『2 但し、本人の明示的かつ事前の同意に基づく提供は、これを否定しない。』の追記
- 第15条：『第19条各号』を『第19条各項』に変更／第20条：『前条各号』を『前条各項』に変更
- 第9条：『6 第19条第2項に基づき番号の提供を受けたものは、明示的かつ事前の本人の依頼又は承諾を得た事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。』の追記
- 第2条第11項：『第9条第3項』を『第9条第3項又は第6項』に変更

規制改革の方向性

本人のオプトイン（明示的かつ事前の承諾）に基づくマイナンバーの提供・収集・利用について、
案1) 『番号関係事務』に包含する形で規定
案2) 『番号任意利用事務』等として新規に規定
することで実現する。
※上記の規制改革案は、案1) を想定して記載

規制改革リスクへの対処方針

【特定個人情報取扱い方針の策定】
市としての特定個人情報の取扱いに関する方針について、区域会議等の協議を踏まえて必要十分なものを策定（必要に応じて条例等を策定することを視野に入れて検討を実施する）
・オプトイン先の限定
・オプトインの取得方法のルール化
・特定個人情報の保管方法の規定 など

自治体からの提案内容（つくば市資料）

Ⅱ②「広範かつ大胆な規制・制度改革の提案」に関する事項

新たな規制・制度改革の提案（提案No.13 規制参考資料C）

2. 新たな規制・制度改革の提案

○現行制度

現行法の利用範囲である社会保障、税、災害対策の3つの行政分野の事務以外では、マイナンバーを利用できない。

○規制の特例措置の案

規制改革のステップ

第1段階

自治体が保有する診療情報（特定個人情報）を、本人の同意を前提に、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い国立大学や国立研究機関等の公的機関に提供

第2段階

自治体が保有する診療情報（特定個人情報）を、本人の同意を前提に、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い医療機関、薬局等の民間機関に提供

第3段階

自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）を、社会保障分野の対象範囲を拡張し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関に提供

ステップごとの特定措置案

第1段階（提供範囲の拡大）

自治体が保有する診療情報（特定個人情報）について、**国家戦略特区に係る区域計画に記載された国立大学法人、国立研究開発法人等のうち本人が同意した公的機関**に、同意した利用目的の範囲内で提供することを可能とすること。また、これらの機関が個人番号を収集し、及び保管することを可能とすること。

第2段階（提供範囲の拡大）

自治体が保有する診療情報（特定個人情報）について、**上記の機関に医療機関、薬局等の民間機関を加え、これらのうち本人が同意した機関**に、同意した利用目的の範囲内で提供することを可能とすること。また、これらの機関が個人番号を収集することを可能とすること。また、これらの機関が個人番号を収集し、及び保管することを可能とすること。

第3段階（利用分野の拡張）

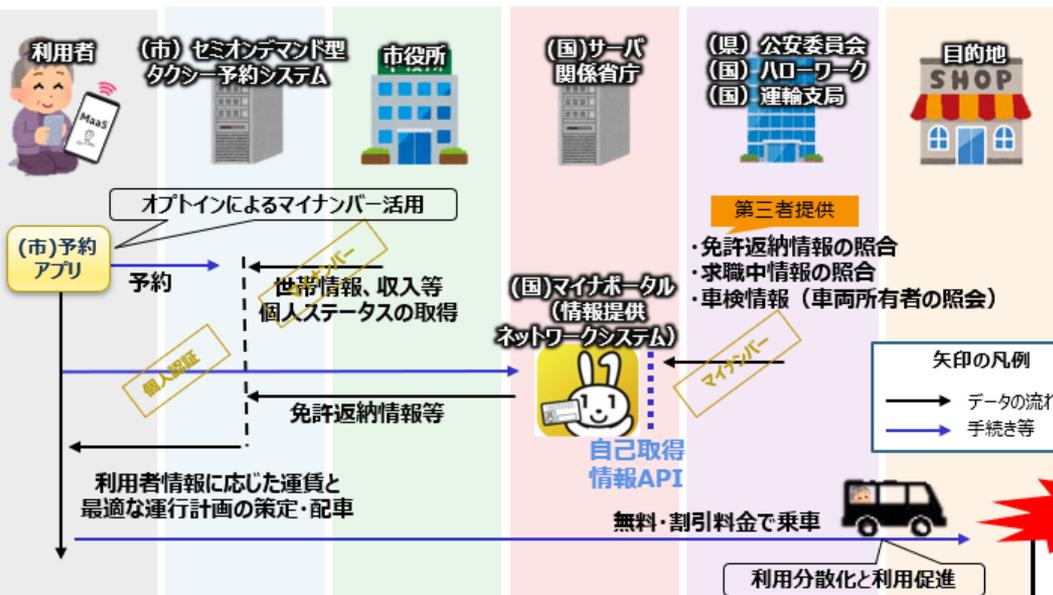
自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）のうち国家戦略特区に係る区域計画に記載されたものについては、**社会保障分野の対象範囲を拡張**し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関への提供や利用、当該機関による収集及び保管を可能とすること。

※令和3年度国家戦略特区に関するつくば市提案資料より抜粋。

自治体からの提案内容（加賀市資料）

提案2 マイナンバーによる細分化運賃の適用と移動サポート

交通予約アプリから地域公共交通を利用する際に、マイナンバーカードによる公的個人認証を行うとともに、免許返納情報やe-加賀市民、所得情報等の各種データをマイナンバーで連携する。さらに、利用状況によって細分化された運賃とマイナンバーのステータスを掛け合わせるシステムにより、EBPMに基づく効率的な交通弱者の移動支援や観光客の移動促進が図れる持続可能な公共交通の維持体制を構築する。



対象者

- ・高齢者・障がい者・子どもなどで自家用車の運転ができない方 (狭義の交通弱者)
- ・車を持たない転入者・公共交通で来訪した中長期滞在者等 (広義の交通弱者)

【ポイント】

- ・地方の公共交通は利用者の減少で疲弊
- ・足のない方には公共交通が必要で、支援や利用促進が課題
- ・支援や促進として施策を展開したいが、ステータスやその確認方法がまちまち
- ・マイナンバーは統合的にステータスの管理ができる唯一のツール
- ・ステータスに応じて、運賃を細分化し効率的かつ効果的な交通施策を展開

規制改革

マイナンバーを交通分野に活用

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条

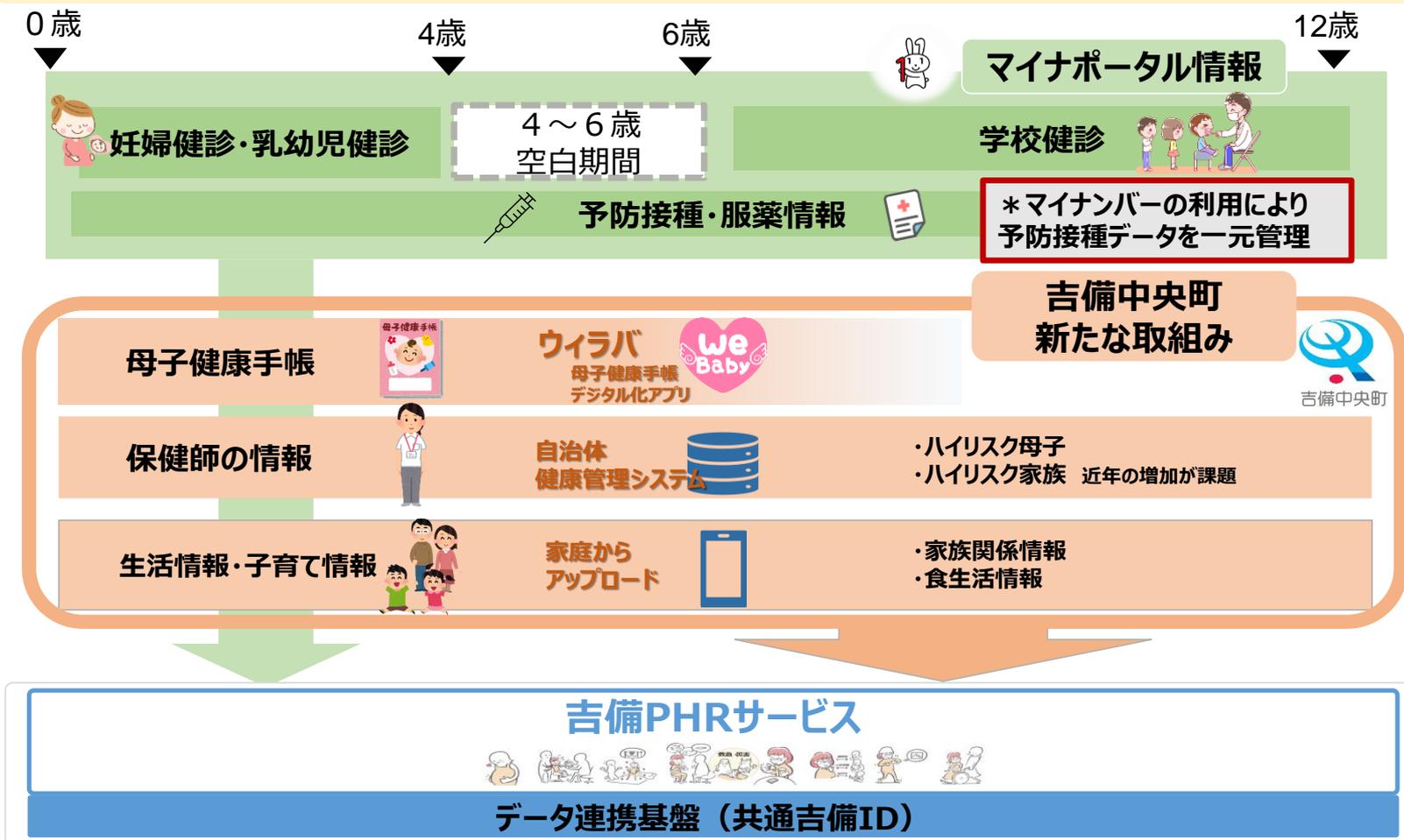
▶マイナンバーの利用を行政が運行する交通分野に拡充

※令和3年度国家戦略特区に関する加賀市提案資料より抜粋。

自治体からの提案内容（吉備中央町資料）

母子健康、健診等データを活用した優しい見守り社会の実現

マイナポータル情報と母子健康手帳等の情報を組み合わせることで子育てに役立つPHRを実現

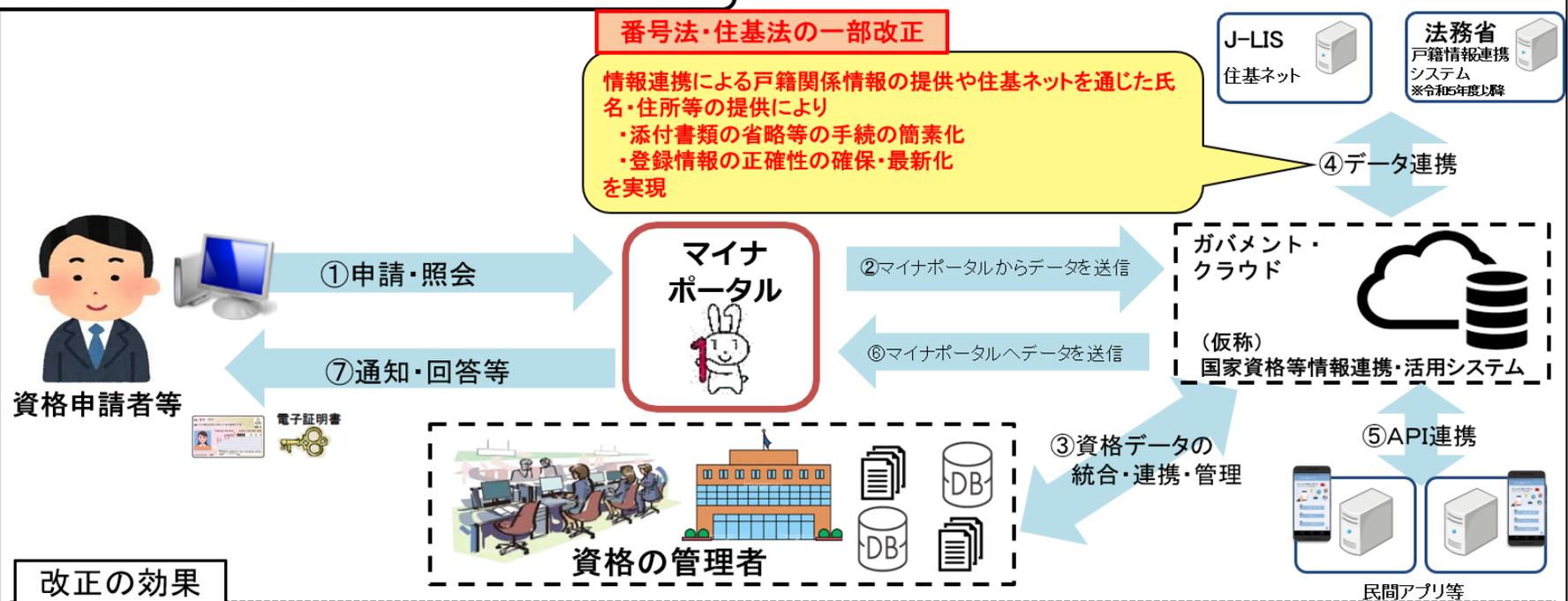


※令和3年度国家戦略特区に関する吉備中央町提案資料より抜粋。

国家資格等のデジタル化に関する取組状況①

- 昨年のデジタル改革関連法において、マイナンバー法等を改正し、税・社会保障に関する32の国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携が可能となった。
- 令和5年度までにデジタル庁において資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、令和6年度に「国家資格等のデジタル化」を開始する。

国家資格等情報連携・活用システム(仮称)の構築



改正の効果

- 各種届出時に求められていた、戸籍抄(謄)本や住民票の写しの添付を省略
- マイナポータルを活用した、資格保有者から第三者への資格保有の証明及び就業支援情報の提供等
- 遺族からの死亡届を不要とし、資格管理者が職権で登録の抹消を行うことにより、登録原簿の正確性を確保

施行期日:公布の日から4年以内で政令で定める日

国家資格等のデジタル化に関する取組状況②

- 本年度（3年度）に、各種免許・国家資格等の範囲について調査を実施。

国家資格保有者数等別の資格（10万人以上）の結果は、以下の通り。（※下線は、昨年にマイナンバー法改正措置済み）

【100万人以上】（14資格）

危険物取扱者（総）、無線従事者（総）、看護師（厚）※1、介護福祉士（厚）※1、栄養士（厚）※1、保育士（厚）※1、調理師（厚）、美容師（厚）、技能士（厚）、労働安全衛生法技能講習（厚）、労働安全衛生法免許（厚）、第1～2種電気工事士（経）※2、宅地建物取引士（国交）、小型船舶操縦（国交）

【50万人以上100万人未満】（8資格）

消防設備士（総）、工事担任者（総）、医師（厚）※1、保険医・保険薬剤師（厚）、介護支援専門員（厚）※1、理容師（厚）、監理技術者資格者証の交付を受けている者（国交）、測量士補（国交）

【10万人以上50万人未満】（24資格）

消防設備点検資格者（総）、歯科医師（厚）※1、薬剤師（厚）※1、保健師（厚）※1、助産師（厚）※1、理学療法士（厚）※1、臨床検査技師（厚）※1、歯科衛生士（厚）※1、歯科技工士（厚）※1、あん摩マッサージ指圧師（厚）※1、はり師（厚）※1、きゅう師（厚）※1、社会福祉士（厚）※1、管理栄養士（厚）※1、製菓衛生師（厚）、給水装置工事主任技術者（厚）、第1種～3種電気主任技術者（経）※2、認定電気工事従事者（経）※2、一級建築士（国交）、貨物自動車運送事業運行管理者（国交）、動力車操縦者（国交）、海技士（国交）、測量士（国交）、狩猟免許（環）

※1 税・社会保障関係32資格に含まれる資格

※2 資格交付者数

- なお、教員の資格については文部科学省審議会における個別の指摘あり。

中央教育審議会特別部会 審議まとめ（令和3年11月）

利用IDについては、（中略）教師の個人情報適切に取り扱われるよう、セキュリティの高いシステムとすることが求められることになる。現在は、デジタル庁が発足するなど、政府全体でデジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するデジタルトランスフォーメーション（DX）の実現に向けた動きが加速している。本部会としては、そのような中で、今後、マイナンバーをはじめ、様々な政策分野のデータベースを連携させるようなIDの在り方が検討されることが期待されることから、政府全体の検討も見据えつつ、利用IDの在り方については、専門的・技術的な検討を進めていくことが必要である。

行政手続等のワンストップサービスの取組

ワンストップサービス（引越し、子育て・介護、死亡・相続など）等に関するこれまでの取組みにおいて把握された「行政機関等の発行の証明書等が必要な官民の手続の例」として、下記の通り。

【行政機関に対する手続の例】

- 自動車の所有者の住所変更の際の住民票の写し、車検証、車庫証明書等の提出
- 国家資格の登録情報（氏名、住所）変更の際の住民票の写し等の提出、国家資格保有者が亡くなった際の死亡診断書等の提出
- 自治体への死亡届の提出時の死亡診断書の添付

【民間に対する手続の例】

- 金融機関の口座や携帯電話等の住所変更の際の転居先住所が記載された本人確認書類の提出等
- 小中学校転校時の小中学校への在学証明書等の提出
- 生命保険の支払い請求の際の死亡診断書、遺族・被相続人の戸籍謄本等の提出
- 被相続人死亡時の証券口座の遺族と被相続人の戸籍謄本等の提出
- 相続時の金融資産の残高証明書発行のための被相続人の戸籍謄抄本や印鑑証明書の提出、相続時の金融資産の分割協議等の際の被相続人の戸籍謄抄本の提出
- 火葬・埋葬時の火葬・埋葬許可証の提示・保管等
- 予防接種を受ける際の医療機関への予診票の提出
- 介護サービスを受ける際の介護保険の被保険者証の提示
- 鉄道運賃等の障害者割引を受ける際の障害者手帳の提示

今回ご議論いただきたい事項

1：これまでのご議論等を踏まえた検討事項

- 自治体などからのマイナンバー制度に関する提案について、検討を進めるべき項目や視点はないか。
- 昨年実施した調査結果も含め、マイナンバーによる行政機関間の情報連携について、たとえば、以下の行政事務での利用が考えられるか。
 - ▶ 国家資格等に関係する事務（たとえば、社会保障・災害等の行政手続にも関係する「行政書士」、資格保有者数の多い「小型船舶操縦士」や「教員」など）
 - ▶ 外国人の在留手続に関係する事務
 - ▶ 災害に関係する事務のうち、現在利用していないもの（たとえば、災害弔慰金）
- 行政手続等のワンストップサービスを一層進めるうえで求められるマイナンバーの利用や情報連携はないか。

2：その他の検討事項

- 検討中のトータルデザインもあわせて考えた際に、従来のマイナンバーの利用や情報連携の考え方を改めて検討する必要はないか。

等

(参考) 現在のマイナンバー法の規定 (法律) 抜粋

マイナンバー法

(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

八 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(中略)

十六 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十七 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

別表第一（第九条関係）

約100項目程度

一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項又は第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
----------	--

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
----------	--	---	---

(参考) 現在のマイナンバー法の規定 (省令) 抜粋

マイナンバー法別表第一主務省令

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）別表第一の一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第二項ただし書の日雇特例被保険者の適用除外の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 健康保険法による全国健康保険協会が管掌する健康保険（以下「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者若しくはその被扶養者に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務
- 三 健康保険法による全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者証、被保険者資格証明書又は日雇特例被保険者手帳に関する事務（前号に掲げるものを除く。）
- 四 健康保険法第五十一条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者資格の得喪の確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務

マイナンバー法別表第二主務省令

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）別表第二の一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十四条第一項の全国健康保険協会が管掌する健康保険（以下この条及び次条において「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る被保険者に係る国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格（以下「医療保険被保険者等資格」という。）に関する情報
- 二 健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十号に掲げる事務を除く。） 次に掲げる情報
 - イ 当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
 - ロ 当該届出に係る被扶養者に係る市町村民税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報
 - ハ 当該届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）
- ニ～ト (略)